



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目 次

鳥インフルエンザシーズン 到来です！！	1
定期報告の提出について	3
牛トレーサビリティ法について	4

鳥インフルエンザシーズン 到来です！！



1. 世界の発生状況

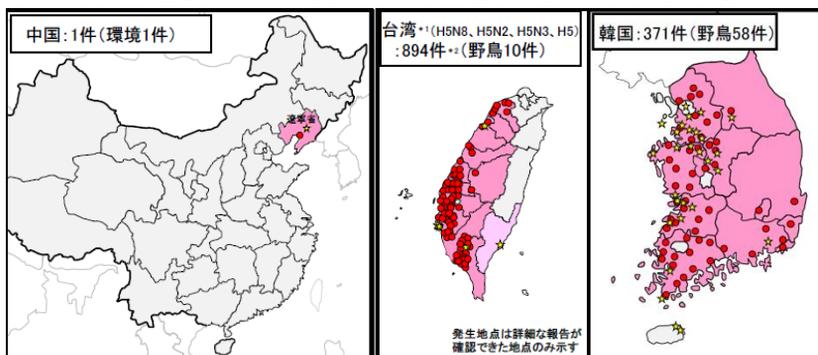
【韓国】

2014年1月～2015年9月までに計374件のH5N8亜型による発生がみられ、2015年9月3日時点で約1,900万羽が殺処分されています。2015年9月以降も、既に14件の家きんで同型の発生が確認されており、今シーズンも同国での流行が予想されます。なお、過去の発生を見ると、韓国での発生後に日本でも発生が起こるパターンがほとんどであることから、今年も一層の警戒が必要です。

【中国・台湾】

中国では、H5N1、H5N2、H5N3、H5N6、H5N8、H7N9など、多様な亜型の発生が確認され、家きんの直近の発生は、2015年8月に広東省でH5N6亜型による高病原性インフルエンザ（HPAI）が確認されています。

台湾でも複数の亜型が確認されており、2015年1月以降、低病原性インフルエンザ（LPAI）及びHPAI含め959件の発生が確認、508万羽あまりが殺処分されています。確認されたウイルスは韓国で流行しているH5N8亜型ウイルスのH5遺伝子に近縁であると報告されています。



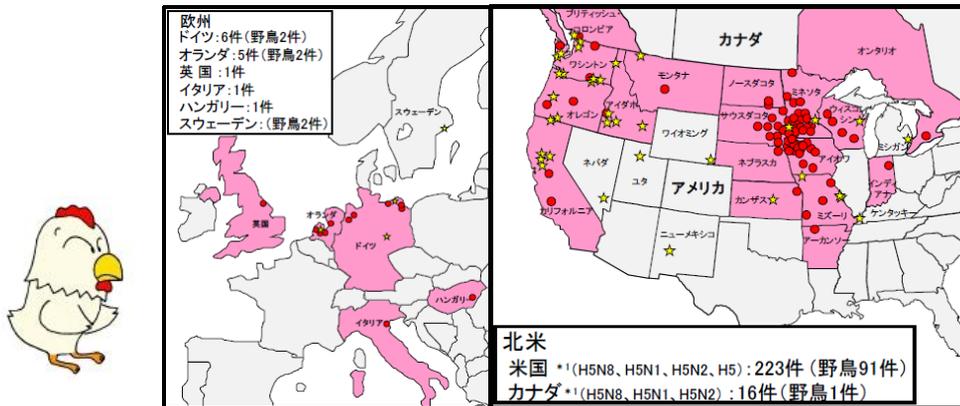
次頁に続く

農林水産省：世界における高病原性鳥インフルエンザ（H5N8）の発生状況（2014年以降）より抜粋

【ヨーロッパ・北米】

ヨーロッパ諸国では、複数の亜型による発生が確認されていますが、2015年7月以降は、H7N7によるHPAIがドイツ、英国で確認されています。

北米では、2014年11月以降、米国で219件、カナダで16件のHPAIが確認されています。大多数はH5N2亜型によるものですが、他にH5N8、H5N1も確認されています。2015年9月30日時点で、アメリカで約4,800万羽、カナダで約32万羽が殺処分され、稀に見る大流行となりました。直近では、2015年10月17日に米国ペンシルバニア州でH7N7亜型によるLPAIが発生しています。



2. H27年度上半期巡回結果

今年度も、5月から10月までの間、飼養衛生管理基準遵守状況の確認のため巡回を実施しました。概ね良好でしたが、下記のような不備事項も散見されました。

- ・老朽化などにより鶏舎に隙間ができています。
- ・積雪などにより防鳥ネットに緩みが出来ている。
- ・来場者の入場記録が徹底されていない。
- ・車両消毒設備がいつでも使える状態になっていない。

昨シーズンの疫学調査報告書によると、発生農場への侵入経路は、「野生動物・野鳥により、ウイルスが持ち込まれた可能性は否定できない」とされているので、『飼養衛生管理基準は疾病対策の基本中の基本』です。いま一度確認し、不備なところは速やかに改善してください。

また、「毎月1日は消毒・点検の日」です！ こちらも習慣づけましょう！

3. H27異常鶏通報状況 (H27.11.4現在)

異常鶏に係る通報受理件数は71件で、うち5件で農場立入りを行い、全てインフルエンザ「陰性」を確認しています。最も通報が多かったのは7月の29件でそのうち26件が熱死、次いで多かったのは9月の11件でそのうち5件が大腸菌症となっています。例年、冬季間には結露等による床状態の悪化などで大腸菌症が発生しやすくなりますので、温度及び換気、床面管理に留意しましょう。

また、異常発見時の通報は、概ね速やかな報告を受けていますが、中には通報が遅かったケースもあります。万が一の場合、通報の遅れは、初動防疫の遅れにつながり、ひいては感染拡大を招きます。「異常があったらすぐ通報！」を全従業員に再度徹底してください。 <中小家畜>

定期報告の提出について

○定期報告書とは？

農家さんに毎年提出してもらう、家畜の頭数や衛生管理状況などを記載した報告書のことです。口蹄疫などの発生予防とまん延防止のために状況を把握することが目的です。

- 提出締切り：毎年4月15日
〈牛・馬・めん羊・山羊・豚など〉
(毎年2月頃にお知らせ)

● 提出先と提出方法：

最寄の市町村・農協の畜産担当窓口
または、岩手県北家畜保健衛生所に
持参・郵送・FAX するようお願いいたします。

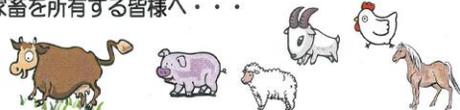
提出について、法律で義務化されています。未提出だった場合、過料が発生したり口蹄疫などが発生した時の国からの手当金が減額されてしまうことがあります。もしもの時に、農家さんの被害を最小限にするためにも、定期報告書の提出をしましょう！

〈大家畜〉



家畜の衛生管理状況等の報告

家畜を所有する皆様へ・・・



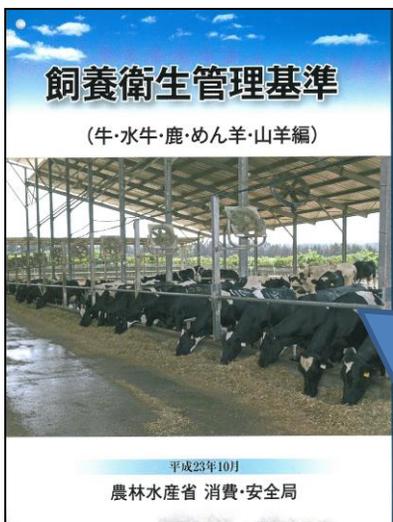
平成23年から、所有する家畜の衛生管理状況等を、毎年、報告しなければなりません。

留意事項(1～2ページ)を参考にして、報告様式(3～15ページです。コピーの上ご利用ください)に記入し、次の報告先に提出してください。

記入にあたっては、別添の小冊子「飼養衛生管理基準」もご覧ください。

● 報告先・お問合せ先は・・・

定期報告書		報告様式 1
平成 年 月 日		
岩手県知事	様	
	住所	
	氏名	印
	(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	2



定期報告書の提出と並行して、**飼養衛生管理基準の遵守も大切です！**

病原体の侵入防止対策の基準項目が書いてあり、より良く飼養管理するポイントです。防疫・衛生対策として遵守しましょう。以下抜粋。

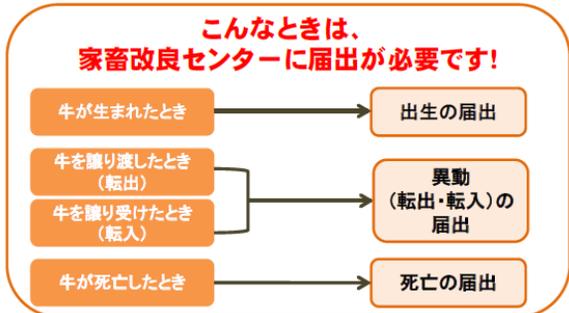
- 衛生管理区域での**人や車両、器材の立入・持込制限**や**消毒**
- **野生動物等からの病原体の侵入防止**
- 牛舎の衛生状態や飼養密度
- **埋却等の準備**
- **感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保管**

牛トレーサビリティ法について

「牛の個体識別のための情報の管理
及び伝達に関する特別措置法

酪農家、肉用牛農家の皆様へ

牛の出生や異動の届出は、速やか、かつ、正確にお願いします。



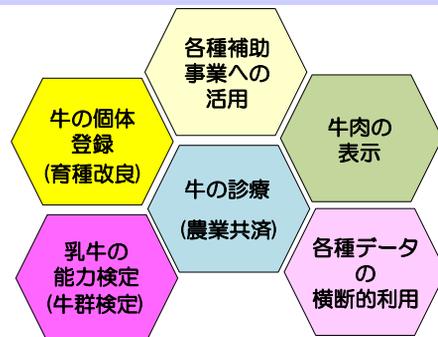
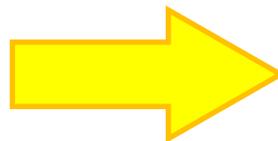
- 牛の管理者には、牛トレーサ法に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレーサ法に基づく罰則の対象となります。
- さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められる場合もあります。

今般、他県の事例ではありますが、A県の酪農家が、生まれた乳用雄や交雑種子牛の生年月日を故意に遅らせ、事実と異なる日で届出していました。

農政局が立入検査したところ、この酪農家は「子牛市場に上場する際、発育を良く見せるため、出生の年月日を遅らせていた」ことがわかり、**行政処分(催告)**を受けました。

なお、当該子牛は、補給金や補助事業の月齢要件を満たしてなかったことから、この酪農家は、**補給金及び補助金相当額の賠償**を求められました。

牛トレーサビリティ制度は、
色々な場面で活用されています。



もう一度、確認しましょう!

- 耳標は両耳に装着していますか?
 - 出生・転入・転出・死亡の届出は、きちんとしていますか?
- 届出が必要なときは必ず、家畜改良センターに届出するようにしましょう
〈大家畜〉

〈発行元・問い合わせ先〉

岩手県県北家畜保健衛生所

電話:0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX:0195(49)3008

電話:0195(49)3040